

令和5年度

# 粕屋町教育行政の目標と主要施策



粕屋町教育委員会

## 1. 教育の基本目標

近年の我が国における国際化、情報化や少子高齢化などの変化の中で、令和元年度、県では、福岡県教育施策実施計画において、「Ⅰ 『学力、体力、豊かな心』を育成する」「Ⅱ 『社会にはばたく力』を育成する」「Ⅲ 『郷土と日本、そして世界を知る力』」「Ⅳ 生涯学習社会をつくる」「Ⅴ 県民の文化活動を盛んにする」「Ⅵ 県民のスポーツ活動を盛んにする」「Ⅶ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる」を柱としています。

このような状況の下、粕屋町では、令和2年2月の「粕屋町総合教育会議」（町長と教育委員会で構成）において、粕屋町教育行政の見直しを図り、粕屋町教育大綱を新たに決めました。また、粕屋町の全ての小中学校に組織している学校運営協議会では、「地域とともに子どもたちの輝く未来を創造しよう」を粕屋町の運営方針として掲げ、各校の実態に合わせ、学校運営協議会を推進しています。

令和3年には、一人一台端末配付と校内無線 LAN の設置をしました。今後は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現と「先行き不透明な社会を生き抜く力」を育む教育が必要です。そのためには、1人1台端末を日常的に活用しながら、変化の適応力や協力・協調する力、失敗しても立ち直れる力、そして同時に逆境に耐える力や挑戦する意欲といったレジリエンスを育むことが大切です。

今後も学校教育においては、「不易と流行」<sup>\*</sup>を考慮しながら、充実した教育実践を推進します。具体的には、学力の向上を重視しながらも、豊かな心の醸成、健康な心身の育成などを行う学校づくりに努めます。また、町民一人ひとりの学習要求に対応できる生涯学習を推進する社会教育の充実を目指します。

そこで、町教育委員会においては、「育てよう、心豊かな粕屋の子ども」の育成指針を継承し、町政の基本理念である「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」のもとに、以下の基本目標を掲げ、本町の教育行政の諸施策を推進していきます。

---

<sup>\*</sup> **不易**＝時代を超えて変わらない価値のあるもの。「豊かな人間性、思いやり、人権尊重」や「自分の国の言語、歴史や伝統を大切にする心」など、いつの時代、どこの国の教育においても大切にされなくてはならないもの。

**流行**＝時代の変化と共に変えていく必要のあるもの。国際化や情報化などの社会の変化、科学技術などの進歩などに柔軟かつ的確に対応していく資質や能力（英語力、ICT活用技術、等）

## 2. 主要施策

粕屋町教育委員会は、この基本目標を達成するため、令和5年度の主要施策を次のとおり定めます。

また、関係機関とも連携を図りながら、各施策を実施していきます。

### I. これからの未来を力強く生きる子どもの育成

1. 確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実
2. コミュニケーション力を高める教育活動の充実
3. ICT教育\*等の教育環境の整備・充実

### II. 学校と地域が連携した健全な子どもの育成

1. 学校と保護者・地域との連携
2. 信頼される学校づくり
3. 指導者の育成と学ぶ機会の提供

### III. 生涯にわたって、心身健康な生活が送れる社会の構築

1. 生涯学べる環境づくり
2. 生涯スポーツ・文化芸術の推進
3. 共生社会の創生にむけて

### IV. 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

1. 歴史や文化を継承する地域づくり
2. スポーツ・文化施設等の整備の推進

### V. 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

1. 人権意識の高揚
2. 平和の理念の普及

\* ICT教育＝情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

### 3. 主な取組・事業

#### I. これからの未来を力強く生きる子どもの育成

##### 1. 確かな学力、心豊かなたくましい子どもを育む教育の充実

###### (1) 幼稚園教育の充実

幼稚園教育の今日的課題に対応するため、「子ども未来課」と連携して、就学前教育の在り方について検討します。

- ① 「豊かに表現する子どもを目指して」という主題についての保育研修の充実
- ② 豊かな心を育むための、ボランティア等の活用による読み聞かせ活動の充実
- ③ 教職員の防犯・防災に関する意識の向上とその徹底
- ④ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の作成と活用による、支援を要する園児への適切な指導の推進
  - 教育支援対象者について、保護者との共通理解を図りながら、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する。
- ⑤ 幼保小の連携充実
  - 教育支援対象者の保護者に「ふくおか就学サポートノート」の作成と活用を勧めるとともに、そのための支援を行う。
  - 幼稚園と小学校の連絡会において、「引き継ぎシート」を小学校へ渡し、継続的な支援が実施できるようにする。
  - 「学校・園、人権教育研修会」において、保育や授業の相互参観や「保幼小連絡会（校長、園長による情報共有）」での連携を行う。

## (2) 確かな学力の育成

「基礎的・基本的な知識や技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学ぶ態度、人間性」の資質・能力の育成を図り、子ども一人ひとりに生きる力を確実に育みます。

### ① 学力向上検証委員会の開催

- 研修推進を行う研修部で構成する「粕屋町学力向上検証委員会」を年2回開催し、町内における学力向上策の検証改善サイクルの充実を目指し、日常の授業改善を図る。
- 各校で「学力向上検証委員会」を組織し、各学校における学力向上に向けた取組の検証改善サイクルの確立を行う。

### ② 学習指導の改善

- 1人1台端末等を活用した個別最適化を図る主体的・対話的で深い学びの授業を推進する。
- 全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査、及び粕屋町採用学力テストの結果を踏まえ、子どもの主体性を大切にした「説明力アップの授業づくり」を念頭に授業改善を行う。
- 「学習規律を育てる」、「書きまとめた後で説明をする」、「少人数の交流を仕組む」、「ミニホワイトボードやタブレット等の思考ツールを持たせる」といった段階を踏まえることで、子どもの主体性を大切にした説明力アップの授業づくりを確実に推進する。
- 年間を通じ、粕屋町教育委員会主催研修事業を進めることで、教職員の学力向上に関する意識を高めるとともに、指導力の向上を図る。

### ③ 家庭学習の充実

- 粕屋町教育委員会発行の家庭教育リーフレットや、それをもとに各校で作成したリーフレット等を全校児童生徒に配付し、家庭学習の進め方についての理解を進める。
- その日に学んだ内容の発展的課題や、次の日の学習の予習、子ども自らが計画を立てた内容などを適時組み込み、児童生徒自身が家庭学習の効果を実感できるように工夫する。
- 学校通信・学級通信等に掲載したり、家庭学習説明会を開催したりして、家庭学習に関する保護者の意識を高める。
- インターネットやオンライン学習を取り入れた、自己探求型教育の実現に向けてのICT教育の充実を図る。

#### ④ 補充学習の充実

- 始業前時間や放課後の時間等を利用し、読み・書き・計算スキルアップ活動を継続的に行う。
- 夏季休業期間を利用し、異学年で学び合う場を設定し、学習効果を上げるとともに、学び合い支え合う集団づくりの育成も併せて行うようにする。
- 各小学校における寺子屋教室(放課後サポートルーム)を継続して支援する。

### (3) 豊かな心の育成

他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」の育成に努めます。

#### ① 道徳教育の充実

- 特別の教科道徳(以下「道徳科」)を要とし、他教科・他領域との関連を図った道徳教育の推進に努める。
- 道徳科では、学習過程の工夫や、「考える道徳」「議論する道徳」を意識した授業づくりに努める。
- 豊かな体験活動をカリキュラムに位置付け、それとの関連を図った道徳科の学習を設定する。

#### ② 人間関係を醸成する日常的活動の継続

- 認め合う活動等の実践により個々の自尊感情を高めるとともに、規範意識を兼ね備えた、「集団の教育力」のある学級づくりに努める。
- 子どもの主体性を大切にした「説明力アップの授業づくり」による支持的風土の醸成を柱に、児童生徒に対する個別面談、保護者との懇談会、定期的な通信発行等を行い、「児童生徒・教師・保護者・地域住民」間の信頼関係の構築を進める。

#### ③ 心を込めた「挨拶、掃除」の徹底

- 心を込めた挨拶や掃除をすることについて、町内各校の共通理解を進め、一斉に取り組む。
- 挨拶や掃除の取組について小中連携した定期的な取組の推進を行う。

#### ④ 読書活動の推進

- 『第4次粕屋町子ども読書活動推進計画』に基づいて、『いっしょに読もう、楽しく読もう』をスローガンに以下4点を重点的な基本方針とする。  
基本方針 1. 読書の機会の提供と読書習慣定着に向けての活動

基本方針 2. 読書活動推進のための環境整備と充実

基本方針 3. 子どもの読書活動への理解と関心を深める広報・啓発活動

基本方針 4. 子どもの読書活動を支える人材の育成と支援

#### ⑤ 善行表彰制度を活用した道徳的実践力の育成

- 日々の道徳教育に加え、年度末の善行表彰において評価される行動の価値を広めたり、それらの行動のあるべき姿として示したりすることで、児童生徒の道徳的な実践力を育てる取組につなげる。

#### (4) 健やかな体の育成

学校安全や食に関する指導及び体育・スポーツ活動の充実を図り、子どもの体力向上や運動習慣の育成を推進します。

##### ① 体力向上プランに基づく体力向上の推進

- 新体力テストを実施し、データ入力と分析を進め、課題を把握する。
- 各校において体力向上推進委員会を組織し、体育科の授業改善や昼休みの遊び方の見直しを図り、全校的な取組を進める。

##### ② 福岡県教育委員会主管事業の活用

- 「福岡県子どもの体力向上広場」サイトの積極的活用を進め、スポコン広場や体力アップシートを利用した、体力向上のための継続的取組を推進する。
- 各校の体力向上プランに「1校1取組」を位置付け、学校の実態に応じた特徴的な取組を実施する。

##### ③ 給食センターとの連携による食育の推進

- 給食センターと連携し、各学校の「食に関する指導の全体計画」を基に、食に関する指導を組織的かつ計画的に実施する。
- 給食センターと連携し、社会科見学や栄養教諭の学校訪問などを通して、児童生徒に対する食への関心を高める。
- PTAと協力して給食試食会や給食センター見学会を実施すると共に、弁当の日を設けるなど、保護者に対する食への関心を高める。
- アレルギー対応食については、事前に保護者と面談を行い、適切な対応食の提供に努める。

##### ④ 安全指導の充実

- 「防犯教室」「防災・防犯訓練」「避難訓練」等を年間計画に位置付ける。

- 「学童保育」の適正な運営・改善を進める。
- 「放課後子ども教室」事業の資料を収集する。

## (5) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。

### ① 特別支援教育推進体制の整備

- 各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を設立し、計画的運営を行い、支援の方法・内容等について確実に共通理解を図る。  
また、年に2回、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、小中連携の充実を図る。さらに、学校支援員も対象とした特別支援教育に関する研修会を開催し、特別支援教育への理解を深められるようにする。
- 特別の支援を要する児童生徒に対し、特別支援教育支援員や介助員等の配置及び効果的な活用を推進する。

### ② 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

- 通常の学級における支援を要する児童生徒を対象とした「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し活用する。なお、資料を保管するファイルや保管場所などを工夫するよう努める。

### ③ 発達障がい児等教育継続支援事業の積極的活用

- 粕屋町の巡回相談事業を積極的に活用し、臨床心理士や社会福祉士、指導主事等の専門家による指導助言を受ける機会をもつ。

### ④ 教育支援の充実

- 幼稚園・保育園関係者に対する「粕屋町教育支援事業説明会」を開催し、本町の就学に係る教育支援の目的、内容、計画等の共通理解に努める。
- 大学教授、臨床心理士、特別支援学校教諭等の専門的識見を有する委員構成をとり、年7回、教育支援委員会を開催するとともに、特別支援学級への入級、通級指導教室への入室や措置変更等、随時適切な環境整備を行っていく。
- 就学前の子どもをもつ保護者や小学校の特別支援学級の児童の保護者が、粕屋町小中学校の特別支援教育に対して正しい認識をもつことができるよう、「小学校特別支援教育相談会」「中学校特別支援教育相談会」を開催する。
- コミュニケーションが苦手な児童や生徒に対しては、1人1台端末を活用し、自分の意見を発信したり、他者の意見をタイムリーに知ったりすることで、他

者理解力を高める。

## (6) 青少年の健全育成

次の世代を担い、町の発展のために寄与することができる青少年の健全育成に努めます。

### ① 粕屋町青少年問題協議会とPTA等が連携した青少年の健全育成

- スマートフォンやSNS等の利用など、親子で取り組む「家庭内ルールづくり」活動を支援すると共にノーメディアデーについて調査研究を進める。
- 町内巡回などを通して、「地域の子は地域で育てる」という意識の高揚に努める。児童福祉法改正による体罰禁止の理解を深める教育機会を提供する。また、PTA等と連携して子どもを健やかに育むための「～愛の鞭ゼロ作戦～」の取組を進める。

### ② 地域における青少年活動への支援

- 子どもの生きる力、想像力や感性を育むため、地域活動指導員や人材派遣事業を通じた体験活動や研修活動を推進する。
- 地域活動指導員の派遣等を通じて、行政区での青少年の地域活動、自主活動を育むと共に子ども会育成会連絡協議会を支援する。

### ③ アジア太平洋子ども会議等の国際性を育む事業の支援

- 子ども大使とホストファミリーの交流を支援すると共に国際交流の場を提供することを通して国際理解教育を推進する。

### ④ 公民館活動の支援強化

- 各地域における公民館を活用した「寺子屋事業」の拡充や「通学合宿」を支援する。

### ⑤ 粕屋町ときめき体験 in 沖縄事業の実施

- 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度より順延している「ときめき体験事業」を8月に実施し、未来に活躍する人材の育成を図る。

## 2. コミュニケーション力を高める教育活動の充実

### (1) 自尊感情を高める授業の充実

授業における子ども同士の交流を大切にし、特別の教科道徳（以下「道徳科」）を要として、自尊感情を高めていきます。

- ソーシャルスキル<sup>1</sup>を高めたりやグループエンカウンター<sup>2</sup>を取り入れたりした授業を行う。
- 子ども同士の学び合いが生まれる授業を行う。
- 特別の教科道徳（以下「道徳科」）を要とし、他教科・他領域との関連を図った道徳教育の推進に努める。
- 道徳科では、学習過程の工夫や、「考える道徳」「議論する道徳」を意識した授業づくりに努める。
- 豊かな体験活動をカリキュラムに位置付け、それとの関連を図った道徳科の学習を設定する。
- 認め合う活動等の実践により個々の自尊感情を高めるとともに、規範意識を兼ね備えた、「集団の教育力」のある学級づくりに努める。
- 子どもの主体性を大切にした「説明力アップの授業づくり」による支持的風土の醸成を柱に、児童生徒に対する個別面談、保護者との懇談会、定期的な通信配付、等を行い、「児童生徒・教師・保護者・地域住民」間の信頼関係の構築を進める。

### (2) 国際化を意識したコミュニケーション力の向上

コミュニケーション力を高めるための対話的な授業や、外国語で積極的にコミュニケーションを図ることができるようにします。

- 小学校においては、外国語でのコミュニケーションの楽しさに気づき、外国に関心を持つことができるような授業を行う。
- 小中学校においては、英語検定への受検を支援し、英語力の向上を図る。
- 日常的に ICT 教育を推進することで、グローバルな物の見方・考え方を養うことに努める。

<sup>1</sup> 他者と関わり、共に生活していくために必要な能力。

<sup>2</sup> 小集団での話し合いやゲームを通して、人間関係の構築を目指す活動。

### 3. ICT等の教育環境の整備・充実

#### (1) いじめや不登校対策の充実

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期対応に向け、きめ細やかな指導や支援ができるよう生徒指導体制の充実を図ります。

#### ① 「粕屋町いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の充実

##### 【未然防止】

- 「子どもの主体性を大切にした説明力アップの授業づくり、道徳教育の充実、豊かな体験活動の保障、褒め言葉のシャワー等の自尊心向上の取組」などを通して、いじめ(SNS等における問題も含む)を生まない集団づくりに努める。

##### 【早期発見】

- 小学校、中学校でQ-U検査<sup>3</sup>を実施し、個人の自己肯定感や学級適応感を把握して、いじめや不登校につながるサインの発見に努める。
- 毎月の生活アンケート、学期に1回の無記名アンケート、及び個別面接等を実施し、児童生徒のサインを広く拾い上げるように努める。
- 「教師のチェックシート」「家庭におけるチェックシート」の活用を広めて、広い視野からいじめの早期発見に努める。
- いじめ問題に対する意識向上のために、各校での保護者学習会の実施を推進する。

##### 【早期対応】

- いじめが起きた場合は、各校はいじめ防止基本方針に則って早急に対応を進めるとともに、教育委員会へ速報をあげて、学校と地教委が連携しながら解決にあたるようにする。また、全職員で共通理解を図り、いじめ解消に努める。
- 必要に応じてスクールカウンセラー<sup>4</sup>やスーパーバイザー<sup>5</sup>の派遣を行い、児童相談所や警察署といった関係機関とつないで、被害者のケアや加害者への適切な指導、まわりの児童生徒への支援等が行われるようにする。

##### 【重大事態への対応】

- いじめによる自殺や長期欠席等の重大事態が発生したときは、各校はいじめ防止基本方針に則って早急に対応を進めるとともに、教育委員会へ速報を

<sup>3</sup> 図書文化社の教育心理検査名。Q-U=Questionnaire-Utilitiesの略。

<sup>4</sup> 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。SC。

<sup>5</sup> 教育機関において心理相談業務に従事し、SCにも助言することができる心理職専門家。SV。

あげることとする。速報を受けた教育委員会は、学校、行政各部署、関係機関と連携して対応組織（いじめ問題専門委員会）を発足し、粕屋町いじめ防止基本方針や危機管理マニュアルに沿って適切な対応を行う。

## ② 不登校未然防止と減少に向けた取組の充実

- 福岡アクション3について全教職員で共通理解を図り、「未然防止のアクション」「早期発見・早期対応のアクション」「きめ細かで継続的なアクション」を確実に実施する。
- 不登校未然防止として、県主管の中学校スクールカウンセラー事業や、町契約のスクールソーシャルワーカー<sup>6</sup>・スクールカウンセラー事業を積極的に活用し、児童生徒の心理面からの問題解決や、家庭環境面からの解決を推進する。
- 不登校兆候が現れた時点で、マンツーマン個票を作成し、必要な場合は適時、ケース会議を行うことで、問題の共有と多方面からの解決を目指すし、学校全体でチームとして支援する。
- 早期復帰に向けて、「かすやこども館」設置の教育相談室にスクールソーシャルワーカーの配置を行い、児童生徒や保護者の教育相談活動の充実につなげる。

## (2) 教育環境の整備

快適で安全に学習できる教育環境の整備と教育関連施設及び充実に努めます。

### ① GIGA スクール構想<sup>7</sup>の実現

- 一人一台端末による主体的・対話的かつ、個別最適的な学びを通して、多様な子ども達の資質・能力を育成する。
- 電子黒板を用いた効果的な授業を行う。
- 学びの継続を図るために、1人1台端末を活用する。
- ICT 支援員を配置することで各学校や学級のニーズに合わせた支援を行う。
- 小学校（高学年）、中学校においては、プログラミング教育と関連させて、論理的な思考力を育成することを目指す。

<sup>6</sup> 子どもの家庭環境による問題に対処するための福祉の専門家。SSW。

<sup>7</sup> 多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 技術を実現するために、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に環境整備すること。

## Ⅱ. 学校と地域が連携し健全な子どもの育成

### 1. 学校と保護者・地域との連携

家庭や地域との連携・協力による学校づくりを進めるとともに、保護者や住民の意向を学校運営に反映させるシステムを構築します。

#### (1) 学校評価システムの構築

- 定期的にアンケート等を実施し、児童生徒・保護者・教職員の自己評価を実施して、その公開に努める。
- 各学校において学校運営協議会を開催し、適切な評価の実施と公開を進めるとともに、課題解決に努める。
- 学校・家庭・地域が三位一体となった体制づくりを行う。

#### (2) 教育支援に係る連携

- 2ヶ月に1度行われる要保護児童対策地域協議会において、粕屋警察署、児童相談所、子ども未来課、健康づくり課等と連携し、教育支援に係る内容について共通理解し、今後の対応を考える。

#### (3) 児童生徒の通学時の安全確保

- 協働のまちづくり課との連携を図り、不審者から児童生徒を守る活動を推進する。
- 粕屋警察署やPTA等の関係機関や、家庭・地域との連携を図り、防犯体制の強化を進める。

### 2. 信頼される学校づくり

教職員及び嘱託・臨時職員の使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修を実施し、教育者としての資質向上を図ります。

#### (1) 家庭や地域の参画を促す『開かれた学校づくり』の推進

- 令和3年度より制定した11月の第2土曜日の「粕屋町教育の日」において、家庭や地域と学校との協働、連携の推進をおこなう日とする。
- 全小中学校において開設したHPを活用し、学校の教育活動を積極的に発信することで地域からの理解を図る。
- 学校からのお便りを、デジタル連絡ツール（スクリレ）を活用して保護者に伝えることで、より円滑な連絡体制を構築する。

## (2) 教職員研修の充実とサービスの適正化

- 各幼稚園、小中学校において主題研究及び一般研修を計画的に実施する。
- 「令和の日本型教育の構築」を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現についても、小中連携した研修を行っていく。
- 幼保小中の連携した研修を粕屋町学校・園人権教育研究会と共催で実施する。
- 初任者研修や経年研修といった基本研修を充実させるよう、校長・教頭・主幹教諭・指導教員等による校内での指導体制を整える。なお、指導主事が校内での研修に積極的に関わるようにする。
- 粕屋町飲酒運転根絶運動と関連させながら、粕屋町立小中学校不祥事防止対策検討委員会、校長会、教頭会等において、教職員としての倫理の確立とサービスの適正化を進め、不祥事防止に向けた意識高揚を図り、職員への指導の浸透・徹底を図る。また、教職員の悩みなどを互いに相談できるような風通しのよい学校づくりに努める。
- 働き方改革の主旨をふまえ、8月13日、14日、15日を閉校日とし、この3日間の学校への連絡等については、学校教育課を通じて学校の管理職等で対応する。
- タイムカードの導入や音声対応留守番電話の設置に加え、朝の欠席連絡をスクリーンで行うことで、長時間勤務の改善や、勤務時間外の電話対応業務を軽減する。

## (3) 学校における保護者との連携の取組

- 学習参観や学級懇談会を活かして、「家庭学習の進め方、食育推進、インターネットや携帯電話等の使用」等、各家庭が抱えがちな問題を対象とした情報提供や支援できる機会を設けるよう努める。
- PTA活動「新家庭教育宣言」活動を推進し、「早寝・早起き・朝ご飯」「挨拶」運動への取組を継続する。

## (4) 教育長を中心とした教育委員会の機能の強化

- 第一義的な責任者である教育長が教育委員会の会務を総理する。
- 緊急時に、常勤の教育長が迅速な情報提供をし、教育委員会会議を招集して対応できるようにする。
- 教育委員によるチェック機能を強化するため、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集請求を可能とし、事務の管理・執行状況を報告する義務を規定する。
- 会議の議事録を作成・公表する。

### 3. 指導者の育成と学ぶ機会の提供

高齢者の知識や経験を生かし、学習支援を行うことで、異年齢等の多様な交流の機会をつくります。

#### (1) 高齢者の知識や経験を生かした学習支援

- 学校や地域、社会教育施設、子育て施設等で学習支援を行う。

## Ⅲ. 生涯にわたって、心身健康な生活を送れる社会の構築

### 1. 生涯学べる環境づくり

生涯学び活動する生涯学習の活性化と町民のニーズに応じた学習機会の創出を図ります。

#### (1) 社会教育委員会を中心とした事業の活性化と研究

- 生涯学習事業の調査研究と研修を推進する。
- ワールドカフェ方式<sup>8</sup>などを通じて、社会教育関係団体の意見収集や各地域で行われている社会教育事業を調査研究し、社会教育施策への助言に資する。
- 学校運営協議会へ参画すると共に、県などと連携しながら粕屋スタイルの「地域学校協働活動」の実施に向け、地域学校協働活動コーディネーター（推進員）を配置し、更なる地域と学校の連携を図る。

#### (2) 「サンレイクかすや」の機能充実

- 各種文化事業発表の場として活用すると共に町民のニーズや With コロナに対応したイベント企画等を創出する。
- 図書館、歴史資料館及びこども館と連携し、学習の場を提供する。
- 子ども文化芸術体験事業や町民が行う文化芸術活動を支援し、WEB 配信などを活用した事業に取り組む。
- 文化芸術鑑賞に親しむ機会を提供すると共に、住民と協働した自主事業の充実を図る。
- SNS による新しい情報発信に取り組む。
- カーボンニュートラルの取組として、さくらホール、多目的ホールの照明をLED化する。

<sup>8</sup> たびたびの席替えによって多様な視点を得ながら語り合うこと目的とした会議形式。

### (3) 「粕屋フォーラム」の機能充実

- With コロナに対応した利用者の増加を図るイベントや周知方法等の改善を図る。
- 第4次粕屋町子ども読書活動推進計画に基づき以下の取組を行う。
  - ・ 図書館協議会を中心とした推進計画取組経過の検証
  - ・ 学校図書館との連携、学校の読書活動及び学習活動の支援
  - ・ 子育てに関する施設との連携、資料的支援
  - ・ 図書館と読書ボランティアによる読書推進活動の継続
  - ・ 家庭での読書活動の推進
  - ・ 3歳児ブックスタートによる、親子の読書習慣づくりの推進
  - ・ 読書意欲の向上と継続を目的とした読書活動の記録の推奨と支援
- 読書支援や利便性向上のための広域による電子図書館（電子図書）周知を行う。
- 歴史講座や古文書解説講座等の歴史学習を推進し、郷土の歴史や文化への認識を深める。

### (4) 「かすやドーム」の機能充実

- 各種スポーツ活動を行える場として活用すると共に幼少期から高齢者に至る幅広い利用者のニーズに応え、With コロナに対応した自主教室等を企画、運営する。
- 学校教育や社会教育とも連携して、学習の場として活用を図ると共に、健康づくりや高齢者のニーズに沿って、協働した事業も実施する。
- SNSによる新しい情報発信に取り組む。
- 令和4年度から取り組んでいる大規模改造工事を完成させ、利用者が安全・安心に利用できる施設とする。

## 2. 生涯スポーツ・文化芸術の推進

生涯にわたり健康で活力のある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりと豊かな感性を育む文化芸術を推進します。

### (1) 町内スポーツ施設の利用促進

- 各スポーツ施設（グラウンド、各校体育館、ナイター施設）の設備、備品の整備・充実を図る。
- 各グラウンドやナイター施設などの屋外スポーツ施設と小・中学校体育館の屋内施設の登録団体への開放利用を促進し、新型コロナウイルス感染症対策に各団体と連携を図りながら、効率的活用と適正な管理に努める。

- カーボンニュートラルの取り組みとして、グラウンドに設置しているナイター照明をLED化する。

## (2) スポーツ推進委員会を中心とした事業の活性化

- 町民の健康づくり、体力づくりを促進するため、普及指導員の資格を取得した新レク式体力チェックを活用し、町で行われる様々なイベントに取り入れる。
- だれもが気軽にできる軽スポーツの普及を図るため、各団体への派遣事業を行う。

## (3) 町主催スポーツ行事等の開催と町民の参加促進

- 町主催によるスポーツ大会を開催し、町民相互の融和と各分館の親善を図る。粕屋町民運動会（10月）、小学生ソフトボール大会（10月）、小学生女子フットベースボール大会（11月）、軽スポーツ大会（2月）等を開催する。
- 多くの町民や事業所等が参加できるよう各大会への支援を実施する。
- 福岡県民スポーツ大会における関係機関や団体と連携し、取組を進める。

## (4) 各スポーツ団体との連絡調整・ジュニアスポーツ指導体制の充実

- 町スポーツ協会と連携を図り、広く町民にスポーツをする機会を提供する。
- ジュニアスポーツ団体を支援し、それに関わる指導者の育成・充実に努めながら青少年の体力向上と健全育成に努める。
- ジュニアスポーツ指導者の資質向上を図るため、指導者等を対象とした研修会や各分館における軽スポーツ普及のための研修会を開催する。

## (5) 文化芸術活動の推進

- 町民文化祭や各種文化行事を開催すると共に粕屋町文化芸術推進基本計画に基づき、各文化施設とも連携しながら、文化芸術の推進に向けた様々な企画立案や実施に努める。

また、With コロナに対応した、各種文化事業の発表機会の創出を支援する。

## 3. 共生社会の創生にむけて

生涯学習やスポーツ・文化芸術における活動を支援し、その知識や技能を地域に還元する場や機会により共生社会の創生を図ります。

### (1) 町民の様々な活動支援

- 町や地域を代表して国内外の大きな公式大会へ出場する選手やチームに対して支援を図る。

- 様々な分野で知識や技能を持つ方々を人材バンクに登録し、人材派遣事業を通じて、地域や学校活動に役立てていただくと共に、後継者を育む機会となるように取組を進める。

## IV. 郷土の歴史や、伝統・文化を尊重し、継承する社会の実現

### 1. 歴史や文化を継承する地域づくり

歴史的に重要な指定文化財の保護・保全と町民が郷土の歴史や文化に関心を持ち、次世代へ継承する意識の高揚を図ります。

#### (1) 地域開発に伴う埋蔵文化財の発掘とその保存活用の推進

- 遺跡の発掘調査を実施すると共に、その成果や出土品を歴史資料館での展示、や講演会、SNS 等を通じて広く情報提供を行い、文化財愛護の意識高揚を図る。
- 国史跡となった「阿恵官衙遺跡」について、保存活用計画に基づいて史跡の保存活用を図ると共に、関係機関と連携し、史跡整備基本計画の策定を進める。  
また、阿恵官衙遺跡の歴史的な価値について、子どもたちへの理解がより深められるよう、地域や学校と連携した学習機会を設けて、次世代へ伝承する意識を高める。

#### (2) 文化財保護委員会を中心とした文化財調査とその保存活用

- 町指定文化財の保護・保全に努める。
- 新たに指定文化財となり得る文化資源の調査を進める。
- 「小・中学生のための粕屋町の歴史（令和版）」を活用して町民に向けて郷土史の啓発に取り組む。

### 2. スポーツ・文化施設等の整備の推進

町民が安心・安全に活用できる施設設備の点検と保守に努め、リピーターの期待に応える施設の充実を図ります。

#### (1) 町内スポーツ・文化施設等の整備促進

- 町内のスポーツ・文化施設等の日常の保守や点検強化を図ると共に、公共施設個別管理計画に基づき、施設整備の改善、利用者の安全確保と快適な利用空間づくりに努める。粕屋町総合体育館（プール棟含む）については、大規模改造工事を完成させると共に、トレーニング室内の機器を更新するなどして施設の充実を図る。

- 自治体 DX の一環として町民の利便性向上のための公共施設予約システムの更新を行う。

## V. 人権と平和を尊重する意思と実践力の高揚を図る地域社会の確立

### 1. 人権意識の高揚

町民一人ひとりが互いに認め合い、個性と能力を十分に発揮できる街の実現をめざし、学校・家庭・地域など、人権教育や啓発活動を行い、人権意識を高めます。社会のあらゆる差別の解消に向け、学校教育、社会教育の充実を図ります。

#### (1) 学校における人権教育の推進人権意識の高揚

##### ① 人権教育の推進

- 各学校において人権教育推進体制をつくり、計画的な運営を行う。
- 生徒指導機能をもたせた学習指導の確立に努め、授業で人権感覚を育てる取組を継続する。
- 粕屋町学校・園人権教育研究会の研修充実のための支援を行う。

#### (2) 社会教育における人権教育の推進

##### ① 人権教育の推進

- 社会人権教育啓発推進計画に基づいて、人権教育の充実に努める。
- 全ての町民の生命が大切にされ、誰もが安心して暮らせるまちづくりと、「粕屋町に住んでよかった」と思えるまちづくりを推進する。
- 人権擁護委員と連携して、人権侵犯に対する相談や救済を図ると共に、人権に対する普及高揚に努める。
- 地域や実生活の課題を、紙芝居や教材等で活用することで、新型コロナウイルス感染症に起因する感染者や医療従事者等への差別や偏見をはじめ、どのような状況にあっても一人ひとりの人権が大切にされるよう啓発に努める。
- 性的少数者 (LGBTQ) の方々が、その性的指向や性自認にかかわらず人生を共にしたい人と安心して生活できるまちづくりを推進する。

##### ② 人権教育の具体的な取組

- 人権教育推進のまちづくりのための重要な施策であると認識し、日常的な取組を進める。

- 7月の三本大会（粕屋町青少年育成町民の会・人権問題啓発強調月間・社会を明るくする運動強調月間）と、12月の「人権を尊重する町民のつどい」では、街頭啓発、講演会などを実施し、町民の人権啓発に努める。
- 人権啓発冊子「わかくさ」については、各小中学校と連携して作品を募集し、年度末には全戸に配布する。
- 各自治公民館における人権学習会や役場職員における人権研修を積極的に推進する。
- 人権擁護委員の人権相談日を毎月1回開催すると共に、小学校と連携を図りながら「人権の花ひまわり運動」に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見をはじめ、人権尊重の普及啓発を町の広報やホームページを活用して適宜実施する。
- 性的少数者に対する差別や偏見をなくし、性的少数者の方々が、安心して生活できるよう普及啓発を町の広報やホームページを活用して適宜実施する。
- 「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を周知する。

## 2. 平和の理念の普及

「戦争の記憶」を継承し、平和教育や平和への啓発活動を継続的にを行い、平和の尊さや戦争の悲惨さを風化させないように、恒久平和の理念を普及させます。

- 各学校において平和教育推進体制をつくり、計画的な運営を行う。
  - 生徒指導機能をもたせた学習指導の確立に努め、授業で人権感覚を育てる取組を継続する。
- ① 粕屋町ときめき体験 in 沖縄事業における平和研修
- 「ときめき体験事業」で沖縄県を訪問し、戦争の悲惨さや地元住民との交流を通じた平和の尊さや粕屋町の文化を見直す機会となる平和研修を実施する。